



2024/11/25 11:50 現在の情報です。

東京都渋谷区代々木一丁目58番16号清水ビル2階  
株式会社 p a l a n

会社法人等番号	0111-01-078630	
商号	エイシス株式会社	
	株式会社 p a l a n	令和 1年 8月 1日変更 令和 1年 8月 1日登記
本店	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目20番11号第一 シルバービル203	
	東京都渋谷区代々木一丁目58番16号清水ビル2階	令和 1年11月11日移転 令和 1年11月19日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成28年11月1日	
目的	1. インターネット上のウェブサイト、ウェブシステムの企画、開発、実施、保守及びコンサルティング 2. 前号に附帯又は関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1000株	
	100万株	令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
	発行済株式の総数 1万株	令和 5年10月31日変更 令和 5年11月 1日登記
資本金の額	金100万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 齋藤 瑛史	
	東京都武蔵野市境南町二丁目25番4号 代表取締役 齋藤 瑛史	
新株予約権	第1回J-KISS型新株予約権 新株予約権の数 10個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は、当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達(第(2)(a)(x)号に定義される。以下同じ。)において発行される株式が普通株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。 (x) 当該種類株式の発行価額が転換価額(第(2)(a)号に定義される。以下同じ。)と同一の場合には、当該種類株式 (y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式 (b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。	

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が50,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額

(y) 200,000,000円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、本第(2)(a)号及び同(b)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iv)に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本第(2)(a)(y)号(iii)に定義される。）（以下、総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び／又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本第(2)(a)

(x)号の額及び／又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び／又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記(iv)に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利

(iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）

(iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

記

除外完全希釈化後株式数

$$\text{完全希釈化後株式数} = \frac{\text{除外完全希釈化後株式数}}{1 - \left( \frac{\text{本新株予約権転換後下限比率}}{\text{同種新株予約権転換後下限比率}} \right)}$$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

(A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第(2)(a)(y)号の(i)から(iii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）をいう。

(B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当会社が保有する本新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。

(C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数（但し、当会社が保有する当該同種新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本(C)項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、ポストキャップを「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、第(2)(a)(y)号にかかわらず、本第(2)(c)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iii)に定める株式等の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、第(2)(a)

(y)号に定める算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）とする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権

利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利を除く。)

(iii) 本新株予約権及び同種新株予約権(但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権を除く。)

また、「支配権移転取引等」とは、(i) 当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii) 合併、株式交換、株式移転又は株式交付(但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii) 吸収分割又は新設分割(但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、

(iv) 当会社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、(v) 当会社の解散若しくは清算、又は(vi) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社(当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権1個あたり100万円(「本新株予約権の発行価額」という。)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(同種新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

令和 5年 5月 28日発行

令和 5年 6月 23日登記

登記記録に関する事項

平成29年2月10日東京都新宿区新宿七丁目26-7ピクセル新宿1Fから本店移転

平成29年 3月 6日登記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。